

矢島小学校 いじめ防止基本方針

「いじめに対する基本的な考え」

いじめはだれにでも、どこでも起こり得ると捉え、「いじめは絶対に許されない」「いじめ問題は学校を含めた社会全体の課題」であることを全職員で共通理解する。そして、「いじめは決して許されないこと」の理念を全校児童、保護者に伝えていく。そのため、全員が「いじめ防止対策推進法第2条」をはじめ、文部科学省、秋田県、由利本荘市の基本方針を理解し、未然防止、早期発見、(起きたときの)適切な対処を進め、児童や保護者との信頼関係を築きながら、安全安心な学校作りを推進していく。

「いじめ対策委員会」

さわやか委員会
校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 養護教諭
特別支援コーディネーター 通級指導教室担当

「いじめの防止」

- ① いじめについての具体的な行為について児童や保護者と共通理解を図り、それは卑怯な行為であり、また、人間として恥ずかしい行為であることを伝えていく。
- ② 全職員で「いじめ防止基本方針」の内容を共通理解し、全教育活動の中で計画的、系統的に進めていく。
- ③ 道徳主任や特活主任との連携を密にし、「ひまわり活動」における体験活動や縦割り活動等で絆づくりの充実を図ることで自己有用感を育成していく。
- ④ 学校生活全般において、全職員が生徒指導の実践上の視点(自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)を生かした指導を心がけ、居場所づくりの取組と授業改善を進める。
- ⑤ 年2回の「メディアコントロールにチャレンジ」週間では、インターネットなどを通じて行われるいじめ防止を家庭と連携して行う。インターネットの使用状況アンケートを行い、実態を把握したり情報モラル教育を計画的に実施したりする。
- ⑥ 全児童と全職員で共に進めることで、自分を見つめ自己判断する場を意図的に設定する。

「早期発見」

- ① 学級担任やT T担当、他担等で児童一人一人の観察を細やかにし情報交換を密にすることで、変化を見逃さないようにする。
- ② 児童とのふれあいの中で、一人一人の表情やつぶやき、グループ活動での様子を注意深く観察していく。
- ③ 学校アンケート(なかよしアンケート)で、学級に対する満足度や思いを把握し、一人一人の実態を分析していく。
- ④ 「子どもを語る会」や職員会議等での情報交換を進め、児童一人一人の様子を全職員で共通理解していく。

「いじめに対する措置」

- ① いじめの情報や気付きがあった場合は、すぐに学級担任や生徒指導主事が中心になり情報を集める。被害児童や加害児童、見聞きした児童、関係職員から詳細な情報を収集し事実確認をする。
- ② 「さわやか委員会」メンバーで組織を作り、情報を共有するとともに、役割分担をしながら指導や支援方法を検討確認する。
- ③ 被害児童に対し「全力で守る」ことを伝え、寄り添い励まししながら人間関係の回復に向けた支援や関係機関と連携した支援・見守りを進める。
- ④ 加害児童に対して、事実確認をしながら全体状況を明らかにし、いじめ行為は絶対に許されないことを毅然と伝える。また、加害児童の内面に寄り添いながら、被害児童との関係修復に向けた支援や規範意識を育む指導を行う。
- ⑤ いじめの事実を双方の保護者に伝え、今後の指導の流れと支援について確認する。被害児童の保護者にはニーズを聞きながら話し合う。

「保護者や地域との連携」

- ① 連絡帳等で保護者から日常的に情報を得る。
- ② P T A校外指導部で、地域における児童の様子や課題を話し合う。
- ③ コミュニティスクールや民生委員組織を活用して情報を得る。

「関係諸機関との連携」

- ① 警察や児童相談所との連携を図り、地域生徒指導研究推進協議会での情報を全職員で共有する。
- ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関、福祉機関等の専門機関との連携を図る。